

○下諏訪町環境保全に関する条例

昭和47年6月28日

町条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、人間の生存基盤である自然を保護し、併せて公害を防止し、現代及び次代の住民の良好な生活環境の保全と整備を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全 住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできるよう生活環境を含む自然環境を保全し、又は保護することをいう。
- (2) 公害 事業活動その他、人の活動に伴って生ずる水質の汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下その他規則で定めるものであって、第6条第1項の規定による排液等の規制基準を超えるものによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、及び町長が下諏訪町環境審議会(下諏訪町環境基本条例(平成13年下諏訪町条例第21号)第21条に規定する審議会をいう。)(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、被害の防止又はその除去の措置を必要と認めたものをいう。
- (3) 排液等 事業活動その他、人の活動に伴って生ずる汚水、排液、ばい煙、粉じん、ガス、騒音、振動、悪臭その他規則で定めるものをいう。
- (4) 特定施設 排液等を排出し、若しくは発生する施設であって、公害を発生し、若しくは発生させるおそれがあるもの又は環境保全に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある施設として規則で定めるものをいう。
- (5) 特定事業 排液等を排出し、若しくは発生する事業であって、公害を発生し、若しくは発生させるおそれのあるもの、又は環境保全に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある事業として規則で定めるものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 総合的な土地利用計画を策定し、事業活動等に対して必要な指導及び調整の措置を講ずること。
- (2) 環境保全に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある地域については、必要に応じて当該地域を環境保全地域として指定し、必要な措置を講ずること。
- (3) 公害の発生防止に関する総合的な施策を策定し、これを実施すること。
- (4) 環境保全に関する思想の普及に努めるとともに、適切な指導を行うこと。
- (5) 公害の発生源、発生原因、発生状況等を監視するとともに必要な調査をすること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、町の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、公害が発生するおそれのあるとき、又は公害が発生したときはその責務において、速やかにその防止措置を講じなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民(滞在者及び旅行者を含む。以下同じ。)は、町の環境保全に関する施策に協力するとともに、進んで良好な生活環境の保全に寄与するよう努めなければならない。

(規制基準の設定)

第6条 町長は、環境保全のため排出し、又は発生する排液等の濃度又は程度の許容限度を示す規制基準を定めなければならない。

2 町長は、環境保全のため、第3条第2号の規定により指定した環境保全地域における事業活動その他、人の活動に係る規制基準を定めなければならない。

3 町長は、前2項の規定による規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴いて規則で定めなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、また同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第7条 特定施設を設置している者及び特定事業を行う者は、前条の規定により定める規制基準を遵守しなければならない。

(届出)

第8条 特定施設を設置しようとする者又は特定事業を行おうとする者は、下諏訪町環境保全に関する条例施行規則(昭和47年下諏訪町規則第17号。以下「規則」という。)で定めるところにより、あらかじめ次の各号に掲げる事項を町長に届け出て、当該届出に係る事項について環境保全のため適当な措置がとられていることの確認を受けなければならない。当該届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業所の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び数量又は特定事業の種類
- (4) 特定施設の構造又は特定事業を行う期間
- (5) 特定施設の使用法又は特定事業の方法
- (6) 特定施設又は特定事業から排出される排液等の処理の方法
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の届出を受領した日から60日以内に前項の確認を行うものとする。

3 第1項の規定による届出があった場合において、当該届出を受理した日から60日を経過したときは、第10条の規定による勧告又は命令のあった場合を除き、当該届出に係る確認はなされたものとする。

(経過措置)

第9条 町長が新たに特定施設又は特定事業を定めた際に、現に当該特定施設を設置し、又は当該特定事業を行っている者(規則で定める者を除く。)は、当該特定施設又は当該特定事業を定めた日から起算して30日以内に、前条第1項各号に定める事項を町長に届け出なければならない。当該届け出た事項を変更しようとするときは、前条第1項後段の規定の例による。

(計画変更等の勧告、命令)

第10条 町長は、前2条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設又は特定事業によって明らかに公害が発生するおそれがあると認めるとき、又は環境保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、環境保全のため計画の変更等必要な措置をとることを勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告による計画の変更等を行うことを命令することができる。

3 第1項又は前項の規定により、勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づき必要な計画の変更等の措置を行ったときは、措置した日から10日以内に町長に届け出て、当該計画の変更等について町長の確認を受けなければならない。

(廃止の届出)

第11条 第8条又は第9条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の使用を廃止したとき、又は特定事業を中止又は廃止若しくは終了したときは、その日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(承継)

第12条 第8条又は第9条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者若しくは事業を引き継いだ者は、当該特定施設又は特定事業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条又は第9条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条又は第9条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(苦情及び紛争の処理)

第13条 環境保全に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者は町長に対し、その苦情又は紛争処理に係る和解のあっせんを申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、速やかに実情を調査し、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。

3 町長は、前項の規定による苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告)

第14条 町長は、特定施設又は特定事業が環境保全に障害を及ぼしていると認めるときは、障害の除去について期限を定めて、必要な措置を行うよう勧告することができる。

(措置命令)

第15条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは期限を定めて、前条の規定による措置を行うことを命ずることができる。

第16条 削除

(措置の届出)

第17条 第14条の規定による勧告又は第15条の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置をしたときは、10日以内に町長に届け出て当該措置について町長の検査を受けなければならない。

(有効保持)

第18条 第8条又は第9条に規定する届出をした者若しくは前条に規定する検査を受けた者は、当該施設又は当該検査に係る措置を有効に保持するように努めなければならない。

(停止命令)

第19条 町長は、第15条の規定により命令を受けた者が当該命令に従わないときは、障害の除去に必要な限度において、当該環境保全に障害を及ぼしている施設の使用又は作業の一部停止を命令することができる。

2 町長は、前項の規定による停止命令をするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(測定の義務)

第20条 特定施設を設置している者であって、規則で定めるものは、規則の定めるところにより当該特定施設に係る排液等の濃度又は程度を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(立入検査)

第21条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場、事業所その他の場所へ立ち入り、必要な施設、書類等を調査又は検査させることができる。

2 前項の場合において、職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(環境保全協定の締結)

第22条 町長は、第6条の規定による規制基準の適用を受けないもので、現に環境保全に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものについて、環境保全に必要な措置を講ずるため、当該環境保全に障害を及ぼしている者、その他関係者と環境保全協定を締結することができる。

2 町長は、前項の規定による環境保全協定を締結するに当たって、必要があるときは審議会の意見を聴くものとする。

3 事業者は、町が協定を締結するに当たっては、誠意をもってこれに応じなければならない。なお、第1項の協定が成立したときは誠実にこれを遵守しなければならない。

第23条から第31条まで 削除

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条の規定による命令に違反した者

(2) 第19条第1項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定による確認を受けないで特定施設を設置した者

(2) 第10条第2項の規定による命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条又は第9条の規定に違反して特定事業に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条の規定に違反して特定施設に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第12条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第17条の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者、又は検査を拒み若しくは妨げた者

(5) 第21条第1項の規定に違反して立ち入り調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第23条から第31条までの規定は、公布の日から施行する。

(下諏訪町公害対策協議会設置条例の廃止)

2 下諏訪町公害対策協議会設置条例(昭和45年下諏訪町条例第15号。以下「協議会条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、協議会条例の規定により下諏訪町公害対策協議会の委員に委嘱されている者については、この条例の規定により下諏訪町環境保全審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、この条例第26条の規定にかかわらず、協議会条例第6条の規定による任期が満了すべき日までとする。

附則(昭和59年3月22日)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附則(平成8年3月18日)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附則(平成12年3月24日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成13年12月21日)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月26日)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月22日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。